変調指数	○・五以内であること。
送信電力の立上り時間	送信開始後、送信電力が安定状態の八〇パーセントに達するまでの時間は、一ミリ秒以内であること。
送信電力の立下り時間	送信終了後、送信電力が五〇デシベル以下となるまでの時間は、一ミリ秒以内であること。
送信開始時の周波数安定度	送信を開始して一ミリ秒経過後の周波数安定度は、（±）一kHz以内であること。

第四十五条の三の四第一項第三号イの表感度の項を次のように改める。

感度	（一）一〇七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の信号を加えた場合のパケット誤り率は、二〇パーセント以下であること。

第四十五条の三の四第一項第三号イの表隣接チャネル除去比の項を次のように改める。

隣接チャネル除去比	感度測定状態より六デシベル高い希望周波数の信号と隣接チャネルの周波数である妨害波を同時に加えた場合において、当該信号の八〇パーセントが正常に受信できる希望波と妨害波の比は、七〇デシベル以上であること。

第四十五条の十二の六第一号ハ中「特性及び」を「質問信号及び」に改め、同条第二号イ中「対して質問信号」の下に「又は抑圧信号」を加え、同号イ⑶を次のように改める。

⑶　質問信号群（一回の表示すべき情報の取得に要する質問信号列をいう。以下同じ。）の送信の時間間隔に対して、質問信号（他の質問信号送信設備が送信する質問信号を含む。）によつてＡＴＣトランスポンダが占有される時間が二パーセントを超えないものであること。

第四十五条の十二の十一第一号イ⑸中「（一回の表示すべき情報の取得に要する質問信号列をいう。以下同じ。）」を削り、「ジツタ」を「ジッタ」に改める。

第四十九条の二十四第六項を次のように改める。

6　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＤ型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　Ｆ一Ｄ電波を使用する無線設備

イ　送信装置の条件

⑴　送信速度は、毎秒四ビット、毎秒一六ビット、毎秒三二ビット、毎秒六四ビット又は毎秒一二八ビットを自動的に選択できること。

⑵　位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。

ロ　空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、（一）二五デシベル以上であること。

ハ　送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

二　Ｇ一Ｄ電波を使用する無線設備

イ　送信装置の条件

⑴　送信速度は、毎秒六〇〇ビット又は毎秒一、八〇〇ビットを自動的に選択できること。

⑵　位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。

ロ　空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、（一）二九デシベル以上であること。

ハ　送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第四十九条の二十四第七項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号イ中「又は一六値直交振幅変調」を「、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調」に改め、同号ロ中「毎秒一三四、四〇〇ビット」の下に「、毎秒一六八、〇〇〇ビット」を加え、「又は毎秒六〇四、八〇〇ビット」を「、毎秒三三六、〇〇〇ビット、毎秒四二〇、〇〇〇ビット、毎秒五〇四、〇〇〇ビット、毎秒六〇四、八〇〇ビット、毎秒六七二、〇〇〇ビット、毎秒八四〇、〇〇〇ビット又は毎秒一、〇〇八、〇〇〇ビット」に改める。

別表第二号第一の表ＢＤ１１の項を次のように改める。

Ｆ１Ｂ Ｆ１Ｄ	0.5kHz	1　船舶局及び海岸局の無線設備であつて、デジタル選択呼出し、狭帯域直接印刷電信、印刷電信又はデータ伝送に使用するもの 2　ラジオ・ブイの無線設備
	16kHz	船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置
	6MHz	1,673MHz、1,680MHz又は1,687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	2kHz	前各項のいずれにも該当しない無線局（散乱波によつて通信を行うものを除く。）の無線設備

別表第二号第五の6を次のように改める。

6　インマルサットＤ型の無線設備

⑴　Ｆ１Ｄ電波を使用するもの　512Hz

⑵　Ｇ１Ｄ電波を使用するもの　30kHz

別表第二号第五の7中⑹を⑽とし、⑸を⑹とし、⑹の次に次のように加える。

⑺　変調信号の送信速度が毎秒336,000ビットのものであつて、次に掲げる変調方式のもの

ア　一六値直交振幅変調　95kHz

イ　位相変調　190kHz

⑻　変調信号の送信速度が毎秒420,000ビットのものであつて、三二値直交振幅変調のもの　95kHz

⑼　変調信号の送信速度が毎秒504,000ビットのものであつて、六四値直交振幅変調のもの　95kHz